



The Hitoyoshi Rotary

人 吉

通 算 2784回
2014年2月7日
第28回例会
毎週金曜日

ロータリーを实践し
みんなに豊かな人生を

Engage Rotary, Change Lives

2013-2014年度 R I 会長
ロン D. バートン

会報編集 水野虎彦委員長

人吉市九日町30・清流山水花 あゆの里 ☎2171 ◀ 例会場 事務局 ▶ 清流山水花 あゆの里内 ☎6665 ☎6505

[URL] <http://www12.ocn.ne.jp/~hrc/> [E-mail] hitoyoshi-rc@mocha.ocn.ne.jp

クラブ活動記録 [URL] <http://hrcwatanabe.jimdo.com/>

2月 世界理解月間

点 鐘 渡辺洋文会長
歌 唱 ツグリーガー 坂井初男委員
国 歌 「君が代」
R S 「それでそローター」
司会・進行 平田フクプロگرام委員長

会長の時間

会長 渡辺洋文

今月は世界理解月間です。人吉ロータリークラブは韓国と台湾に姉妹クラブを持っていますが、日韓両国の歴史認識の違いから、日韓関係は過去最悪の状況になっています。

初期のロータリー運動が著しい勢いで発展し、またたく間に全世界に広まっていった背景には、全ての会員を平等に扱い、民族や国籍や宗教の違いを超越して、ロータリアン相互の深い親睦と友情の関係を作り上げることに重点がおかれました。仮に、政治や宗教をロータリーの中に持ち込んだり、その問題を議論したとしたら、ロータリーで育んだ友情もたちどころに消え去ったことでしょう。

この国家間の問題や紛争について、ロータリアンがどうあるべきかまたは何をなすべきかと言う事を、R I 理事会や国際大会の決議の中に見る事が出来ますので、ご紹介いたします。

<国の法律、習慣に対する批判>

ロータリアンのあいだに、理解と親善を促進するに当って、ある国において非合法とされることが他の国においては合法である場合が多数あること、また、ある国において習慣となっていることが他に国においてはそうでない場合もあること、を認めなければならない。従って世界各国のロータリアンは、これらの事実を認識し、他国の法律や習慣を批判することを慎む

べきであり、かつまた、他国の法律、習慣に干渉するような行為もこれを慎まなければならない。
(1932年R I 理事会)

R I が、経済的またはその他の難事の解決に関して、その国の政策やその国以外の国の政策を支持したり援助することは、その国でその政策に反対の立場にあるロータリアンや、その国以外の国のロータリアンにとって受入れ難い場合があることを考えれば、決して好ましいこととはいえない。国事に関する問題はクラブが考慮すべき問題であり、クラブ定款に従ってクラブ自身で処理すべきである。
(1934年デトロイト国際大会決議)

<国家有事中のロータリー活動>

いかなる国においても、国家有事の際、その国のロータリークラブが、他国と平常のロータリーとしての接触をつづけることが不可能か、またはこれを不得策とする場合には、その国の国民である現在のガバナー、および、または全てのパスト・ガバナーまたは、ロータリアンは常にその国の忠実な愛国者であることを認めて、国家有事の期間ロータリーをその国に保持するために可能かつ得策であると考えられる措置をとる義務を有するものとする。
(1937年R I 理事会)

世界平和を実現するために、ロータリーが深く関与した特筆すべき活動として、国連の設立と国連憲章の制定があげられます。1945年、サンフランシスコで行われた国連設立準備会には、合衆国国務省から要請を受けて、R I から11名の顧問団が参画し、国連憲章の原案作製に当りました。その会合に出席した世界各国の代表のうち、7名の委員長と20名の代表がロータリアンであり、代議員を合せると実に49名のロータリアンがこの作業に参加したと言われていました。

国際ロータリーを合衆国代表の顧問として、国連会議に招聘したのは、この偉大なる組織に対する単なる敬意や好意のジェスチャーではない。ロー

タリーの会員たちが国際理解の推進のために果たしてきた効果的な役割を認めたからであり、その役割を更に続けてもらいたいからである。ロータリーの代表団はサンフランシスコ会議には欠くことのできない存在だったし、皆さんも承知のように、国連憲章そのものや、経済および社会審議会の規約原案の作成においても然りであった。

(1945年 ステティニウス国務長官)

<個々のロータリアンの責務>

- 1) 愛国主義にとらわれず、自分が、国際理解と親善と平和を推進するという責務を共に負っているものとみなす。
 - 2) 国家的または人種的優越感によって行動しないようにする。
 - 3) 他国民と協調する共通の基盤を求め、これを育成する。
 - 4) 思想、言論、集会の自由、迫害と侵略からの解放、欠乏と恐怖からの解放を享受できるように、個人の自由を守る法律と秩序を擁護する。
 - 5) どこかが貧困であれば、全体の豊かさを危うくすると認識し、あらゆる国の人々の生活水準を高めようとする措置を支援する。
 - 6) 人類に対する正義の原則を高くかざす。この原則は基本であり、世界的なものでなければならないと認識する。
 - 7) 国家間の平和を推進しようと常に努め、この理想のためには個人的犠牲を払う覚悟をする。実践されれば、必ず豊かで充実した人生をもたらす倫理的、精神的基本原則が存在すると認識しながら、国際親善の一步として、あらゆる他の人々の信念を理解する心をかきたて、これを実践する。
- (1951, 1953年 R I 理事会)

<平和への七つの道>

1. 愛国心の道・・・ロータリアンは、せまい愛国主義を越えて、国家間の理解と親善と平和の推進に対する責任を分担していることを自覚する。ロータリアンは国家的又は人種的優越感をもって行動するいかなる傾向にも反対する。
2. 和解の道・・・ロータリアンは、他国の人々との協調について共通の地盤を求め、それを拡大する。
3. 自由の道・・・ロータリアンは、個人の自由を守るために法と秩序の支配を擁護し、以て思想、言論、集会の自由、迫害と侵略からの自由及び欠乏と恐怖からの自由を享受することができるようにする。
4. 進歩の道・・・ロータリアンは、どこかに貧困があれば全体の繁栄が脅されることを考

え、世界のすべての人々の生活水準を向上することを目にした活動を支持する。

5. 正義の道 ロータリアンは、人類に対する正義の原則を支持し、この原則は基本的なものであって広く世界中に行われなければならないことを認める。
 6. 犠牲の道・・・ロータリアンは、常に国家間の平和を推進することに努め、この理想のためには喜んで個人的犠牲を払う用意がある。
 7. 忠節の道・・・ロータリアンは、国際親善への第一歩として、他人の信条を理解するという精神を強調し、実践し、そして、ある基本的な道徳的、精神的基準が存在し、それが実行されれば、必ず豊かな充実した人生が実現するものと確信する。
- (1959年 R I 発行)

<国法の遵守> 各ロータリークラブは、クラブが存在し、その機能を果たしている国の法律に従うことが期待されている。自国の法律が R I 組織規定と矛盾する場合は、関係クラブは必ず理事会に問題を提起し、助言と指導を仰ぐものとする。(1975年 R I 理事会)

幹事報告

幹事 井手富浩

【第8回定例理事会承認事項報告】

- ①川上哲治氏「私の野球人生」講話録の配布先及び配布方法(費用)の件; 地区内各クラブ
ロータクト会員・郡市学校(教育委員会)
→ 郵送及び手渡し
- ②中華民国 台北稻江 RC より創立27周年式典
H26. 2/26) 案内の件 → 祝電のみ送付

【連絡事項】

- ①一般社団法人 ひとよし球磨青年会議所より、新年賀詞交換会出席への御礼状が届いております。
- ②ガバナー事務局より、地区大会時の「観光と物産ブース」への出店依頼が届いております。スペースは1社(机 90cm×180cm)となり、直販及び委託販売も可能となっております。
日時; 3/15(土)~3/16(日)
場所; カルチャーパレス 大ホールホワイエ
- ③西天草 RC より「谷川民俗学の世界」シンポジウムの案内が届いております。
日時; 2/16(日) 10:00~17:00
場所; 熊本市総合体育館 青年会館ホール
- ④RI2730地区 阿久根 RC より、創立40周年記念式典 祝賀会及び記念公演の案内が届いております。
4/13(日) 記念公演; 10:00~12:00
阿久根市総合体育館

式典. 祝賀会 ; 14:00~ ホテルABCパレス
登録料 ; 10,000円

⑤公益財団法人ロータリー日本財団より確定申告用寄附領収書が届いております。対象者へお渡しします。

【配布物】

ガバナー月信 2月号
「谷川民俗学の世界」シンポジウムチラシ
「拔萃のつづり」その73

【回覧物】

指宿RC週報 人吉中央RC週報

【例会変更・取止め】

指宿RC 2/4→18:30~いわさきホテル例会場
" 2/18→18:30~場所:ぼん太

≪ 寄付の申し出 ≫



立山 茂会員より、
“娘の結婚を記念して”
ロータリー財団、米山記念奨学会へご寄付がありました。

出席率報告

委員長 戸高克彦

本日の出席率			
会員数	65名	85.48%	
出席免除	3名	1/22出席率	69.35%
欠席者数	9名	補填数	5名
出席者数	53名	修正出席率	77.42%

*届け出欠席 葉山・本田・有馬・延岡・中村・伊久美・高山
尾上・淵田

*出席免除会員 (b) 増田, 愛甲, 山本

*メイクアップ

人吉RAC例会 ; 武末・安達

地区補助金管理セミナー ; 鳥井・延岡・宮原

会務報告

【親睦委員会】

村山能史委員長

2月の誕生祝い

岩本泰典会員 2日	山本瑤子会員 4日
伊久美寛志会員 5日	山賀勝彦会員 7日
山口令二会員 16日	

2月の結婚祝い

大久保勝人会員 1日	岩本泰典会員 2日
漆野智康会員 7日	中村太郎会員 19日
武末憲一会員 27日	

*** 2月ゴルフのご案内 ***

2月16日(日) 10時13分スタート

熊本クラウンゴルフクラブ

【R財団委員会】

第2720地区

R財団・地区補助金管理セミナー報告

次年度委員長 宮原和広



先月、1月25日(土)にアスパル富合(熊本市南区)に於いて第2720地区ロータリー財団・地区補助金管理セミナーが開催され、次年度.鳥井会長、次々年度.延岡会長と3人で出席して

参りました。私たちより先に、ポリオ・プラス委員長として中島会員も出席されていました。

ロータリー財団の補助金には、①地区補助金②グローバル補助金③パッケージ・グラントの3種類がありますが、今回は主に地区補助金に関するセミナーでした。

小山ガバナーエレクトの点鐘ではじまり、ガバナーエレクトの挨拶の後、木村ロータリー財団部門長から今期の地区補助金の報告がありました。V T T & 平和フォロー、財団学友&奨学金、ポリオ・プラス、財団の補助金、事例発表、補助金手続きの仕方についてそれぞれ発表がありました。11月のロータリー財団月間の時、延岡ロータリー財団委員長の計らいで木村ロータリー財団部門長が来訪され例会で卓話をして頂きましたので、少しは予備知識を持ってセミナーに参加することができました。

先ず最初に、今回のセミナーに出席していないクラブと年次基金の寄付額が0のクラブは地区補助金の申請を受ける資格がないということでした。

地区補助金運用の流れとして、①2月までに地区とMOU(覚書)を交わす→②3月までに受給計画書提出→③4月までに地区補助金の申請→④地区補助金専用口座開設(7月頃)→⑤地区への補助金送金依頼→⑥地区からの補助金入金→⑦事業実施→⑧地区へ事業報告提出→⑨完了

このように、今年度申請して次年度に事業を実施する流れになっています。当然、地区補助金を利用するとなればいろんな基準・条件・審査・制約等を満たさなければなりません。

会員の皆さん、事業計画の締め切りが3月までとなっていますので、この地区補助金を利用するの事業案がございましたらロータリー財団委員会の方までご連絡よろしくお願ひ致します。最後にロータリー財団委員会、米山記念奨学委員会への寄付宜しくお願ひ致します。

【2720地区 地区研修委員会】

世界理解月間にあたって

地区研修委員 中川貴夫

皆さん、こんにちは。

今週の水曜日に渡辺会長より「時間が空いたので卓話をお願いいたします。」と電話を戴きました。私は、今週の8日、9

日の一泊二日、熊本空港ホテルエミナースでの研修リーダー委員会・地区セミナーの準備、そして、次年度の地区チーム研修セミナーが2月22日（土）大分で開催される会員増強委員会の原稿を作らねばと思っておりましたが、渡辺会長の一言で「世界理解月間」の原稿に変わり、現在、皆様の目の前に立っています。

おそらく、今日、渡辺会長が会長の時間で「世界理解月間の話」をしたら、まるでマルかぶりになるのでは無いかとひやひやしながら原稿を考えました。どうなる事やら？そう言いましても卓話しなければなりませんので、2月の世界理解月間についてお話をさせて戴きます。

新しい会員の方、2月は、誰が何と言っても現在、ロータリークラブでは、「世界理解月間」に指定されている事を覚えておいて下さい。

1905年2月23日に開催された第一回ロータリー例会が創立記念日で、現在は「世界理解と平和の日」と呼ばれています。更に、2月23日に始まる1週間を「世界理解と平和週間」と呼び、ロータリーの奉仕活動を強調する事が決議されています。

それでは、誰が最初に例会を何処で開いたかと言うと、青年弁護士ポール・ハリスが、スターバス・ローア、シルベスター・シール、ハイラム・ショーレ、この3人と一緒にシカゴで初めて会合（例会）を開きました。シカゴ・ロータリークラブの誕生です。

人吉RCも、2月21日か27日の例会でワインが出るのではないのでしょうか？ノンアルコールのワインなら良いですが本物のワインなら、車では例会に来ないで下さいね、または運転しないで下さいね。さて、本題に戻しましょう。

それでは、何故このロータリーが出来たのでしょうか。それは、ポール・ハリスは寂しかったからだと言われてますし、又、友達が欲しかったからだとも言われています。当時、アメリカシカゴは、町は荒廃していて人間の心も荒み人が信じられない世界であったそうです。それで、お互い信じあえる友と、職業を通じて助け合えば良いのではないかと考えたと言われてます。それが、ロータリーの始まりで一業



種一種と言われる由縁です。第2720地区のクラブでもそれを守り頑張っているクラブもあります。たとえば、宇土クラブは、現在も一業種一種です。

新しい会員の皆さん、葉を持っていると思いますが、その中に職業分類表があるのはその為であります。空いている分類を埋めていけば良いのです。

現在は時も進み、ロータリー会員が世界201ヶ国の地域に広がり、クラブは532地区に分けられ、クラブ数34,282クラブ、会員総数122万人、世界を34ゾーンに分割し、ゾーン内のロータリアン数が等しくなるようになっています。日本も34地区あり、クラブ数2280クラブ、3ゾーンに分割されています。会員数88,530人。第2720地区は、74クラブ、会員数2,409人、ゾーン3です。

このように大きくなると、会員が50名以下クラブでは、同分類が5名以下、51名以上のクラブであれば10%以内であれば入会する事が可能であります。手続要覧でこのようにR Iの理事会において定款8条・職業分類・第2節・制限が変わりました。

現在の会員傾向の確認にあたり、国際ロータリー理事会は、2013-2014年（第2回）会員増強がポリオ撲滅に次ぐ第二の優先項目であることに同意しました。理事会はまた、2015年国際協議会より「会員増強（membership development）」を協議会のプログラム案のリストに加えしました。会員増強の試験的プログラム（準会員、法人会員、革新性と柔軟性のあるクラブ、衛星クラブ）は、2017年6月30日を終了日とする第2期の試験期間を行うため、期間が延長されたそうです。

また一方で、理事会は、地区編成について多くの課題を検討し、2014年7月1日をもってアルゼンチンの4地区を2地区に統合する事、また、2015年7月1日をもって英国の6地区を3地区に統合し、さらにデンマークとリトアニアにまたがる地区を2つの新地区に分割する事を決定しました。最低会員数の要件を満たしていないほかの地区は、2013年6月の理事会会合に会員数の現状と会員増強計画を提出するように求められたそうです。また、この地区編成に取り消しを望む地区は、地区編成委員会を通じて理事会に請願書を提出しなければならない事を提言したそうです。

ところで、R Iの理事会のメンバーは、何人で構成されているのでしょうか？それは、19名です。R I会長、会長エレクト、17名の理事です。そして、世界は34ゾーンに分けられ毎年17のゾーンから2年任期のR I理事が選出されます。R I会長の選出はR I会長指名委員会17人

によって任期の2年前に指名されます。R I 会長はR I の最高役員であり、R I の第一の代弁者で、国際大会とR I 理事会を主宰し、世界で19か所のロータリー研究会に2年で出席します。何故、このような話にしたかと言うと、

まず、田中作次さんが日本で3人目のR I 会長（埼玉・八潮RC）となられた事は知っていますね。1人目が1968-69年度・東ヶ崎潔RI会長（東京RC）、2人目が、1982-83年度向笠廣次RI会長（大分中津RC）です。

R I 会長は、ロータリー研究会に出席する。これなんです。来年、R I 理事が第2720地区から誕生する、と言う事は日本でロータリー研究会を開催しなければならない。R I 理事・杉谷卓紀パストガバナー（玉名RC）です。

ロータリーの友1月号の19ページに記載されていました。ゾーン1.2.3の国際ロータリー現・元・次期役員・ノミネー・並びに配偶者、ガバナー補佐（韓国・台湾からの参加者）約600名をお迎えしてのロータリー研究会を開催しなければならないのです。第2720地区も協力しなければなりません。当然、熊本では開催不可能と思いますので、おそらく東京のホテル・グランパシフィックLE・DAIBAで、第43回ロータリー研究会を開催するでしょう。今年はR I 理事が北清治氏でしたので第2770地区パストガバナー津田健三氏が実行委員長を務められましたが、大変な大会と言うべきものでした。12月3～4日、朝7:00集合、21:00終了。何故、東京なのか？それはアクセスの面、宿泊、開催スペース、同時通訳のセッティング、開催人数約600名、夫人の集いのセッティングetc おそらく3,000万円ぐらいの規模の研究会です。なので、経験豊かな東京のRCの協力を戴きながら開催しなければならないと思います。松宮元RI理事・北RI理事・杉谷RI理事エレクト。

おそらく松宮RI理事が2年続けて理事でしたので、杉谷RI理事も2年ロータリー研究会を開催しなければならないと思います。第2720地区パストガバナー総出で開催協力をしなければならないのではないのでしょうか？

「世界理解月間の卓話」にはならなかったと思いますがお許してください。

【ニコニコ箱委員会】 委員 山口令二

・堤正博会員 先日より人吉新聞に我が社のことが2回掲載されました。

1. 本社事務所の玄関がリニューアルされました。ちょっとアンティークな感じになりましたので近くにいられた方はのぞいて見て下さい。

2. 織月まつりの売上金を「希望ヶ丘学園」に寄付をしましたが、そのお金で陶芸窯が設置

され、その火入れ式がありました。

- ・有村会員 立山さんのお嬢様のご結婚お祝い致します。
- ・山賀会員 誕生祝を頂きありがとうございます。高齢を重ね72歳となりました。今年もロータリーライフを楽しみたいと思います。

- ・大久保会員 結婚祝ありがとうございます。
- ・漆野会員 結婚祝ありがとうございます。なんとか15年もちました。これからもがんばります。
- ・宮山会員 早退致します。

【米山記念奨学委員会】

- ・北会員 早退します。

点 鐘 渡辺洋文会長

ROTARYひととこ×E RI情報委員会



社会奉仕に関する1923年の声明

(1923 Statement on Community Service)

次の声明は1923年国際大会で採択され、以後の国際大会で改正されたものである。

ロータリーにおいて社会奉仕とは、ロータリアンのすべてがその個人生活、事業生活、および社会生活に奉仕の理想を適用することを奨励、育成することである。

この奉仕の理想の適用を実行することについては、多くのクラブが会員による奉仕にその機会を与えるものとして、さまざまな社会奉仕活動を進めてきている。以下に掲げる諸原則は、ロータリアンおよびロータリー・クラブの指針として、また、社会奉仕活動に対するロータリーの方針を明確に表すものとして適切であり、また管理に役立つものであることを認め、これを採用するものである。

1)ロータリーは、基本的には、一つの人生哲学であり、それは利己的な欲求と義務およびこれに伴う他人のために奉仕したいという感情とのあいだに常に存在する矛盾を和らげようとするものである。この哲学は奉仕—「超我の奉仕」の哲学であり、これは、「最もよく奉仕する者、最も多く報いられる」という実践的な倫理原則に基づくものである。

2)本来ロータリー・クラブは、事業および専門職務に携わる人の代表として、ロータリーの奉仕の哲学を受入れ、次の四つのことを実行することを目指している人々の集まりである。

まず第1に、奉仕の理論が職業および人生における成功と幸福の真の基礎であることを団体で学ぶこと。第2に、自分たちのあいだにおいても、また地域社会に対しても、その実際例を団体で示すこと。

第3に、各人が個人としてこの理論をそれぞれの職業および日常生活において実践に移すこと。そして第4に、個人として、また団体としても大いにこの教えを説き、その実例を示すことによって、ロータリアンだけでなく、ロータリアン以外の人々のすべてが、理論的にも実践的にも、これを受入れるように励ますことである。

3)RIは次の目的のために存在する団体である。

a)ロータリーの奉仕の理想の擁護、育成および全世界への普及。

b)ロータリー・クラブの設立、激励、援助および運営の管理。

c)一種の情報交換所として、各クラブの問題を研究し、また、強制でなく有益な助言を与えることによって各クラブの運営方法の標準化を図り、社会奉仕活動についても、既に広く多くのクラブによってその価値が実証されており、RI定款に掲げられているロータリーの綱領の趣旨にかなう、これを乱すような恐れのない社会奉仕活動によってのみ、その標準化を図ること。

4)奉仕するものは行動しなければならない。従って、ロータリーとは単なる心構えのことをいうのではなく、また、ロータリーの哲学も単に主観的なものであってはならず、それを客観的な行動に表さなければならない。そして、ロータリアン個人もロータリー・クラブも、奉仕の理論を実践に移さなければならない。そこで、ロータリー・クラブの団体的行動は次のような条件の下に行うように勧められている。いずれのロータリー・クラブも、毎年度、何か一つの主だった社会奉仕活動を、それもなるべく毎年度異なっていて、できればその会計年度内に完了できるようなものを、後援するようにすることが望ましい。この奉仕活動は、地域社会が本当に必要としているものに基づいたものであり、かつ、クラブ会員の一致した協力を必要とするものでなければならない。これは、クラブ会員の地域社会における個々の奉仕を奨励するためにクラブが継続的に実施しているプログラムとは別に行われるべきものとする。

5)各ロータリー・クラブは、クラブとして関心があり、またその地域社会に適した社会奉仕活動を自主的に選ぶことについて絶対的な権利をもっている。しかし、いかなるクラブも、ロータリーの綱領を無視したり、ロータリー・クラブ結成の本来の目的を危うくするような社会奉仕活動を行ってはならない。そしてRIは、一般的な奉仕活動を研究し、標準化し、推進し、これに関する有益な示唆を与えることはあっても、どんなクラブのどんな社会奉仕活動にせよ、それを命じたり禁じたりすることは絶対にしてはならないものとする。

6)個々のロータリー・クラブの社会奉仕活動の選択を律する規定は別に設けられていないが、これに関する指針として以下の準則が推奨されている。

a)ロータリーの会員の数には限りがあるので、ロータリー・クラブは、市民全体の積極的な支持なくしては成功しえないような広範囲の社会奉仕活動は、他に地域社会全体のために発言し、行動する適切な

市民団体などの存在しない土地の場合に限り、これを行うこととすべきであり、商工会議所のある土地では、ロータリー・クラブはその仕事の邪魔をしたり、横取りをしたりすることのないようにしなければならない。しかし、ロータリアンとしては、奉仕を誓い、その理念の教えを受けた個人として、その土地の商工会議所の会員となって活動すべきであり、また、その土地の市民として、他の善良な市民と一緒に、広くすべての社会奉仕活動に関与し、その能力の許す限り、金銭や仕事の上でその分を果たすべきである。

b)一般的に言って、ロータリー・クラブは、どんな立派な事業であっても、クラブがその遂行に対する責任の全部または一部を負う用意と意思のない限り、その後援をしてはならない。

c)ロータリー・クラブが奉仕活動を選ぶ場合に宣伝をその主たる目標としてはならないが、ロータリーの影響力を拡大する方法として、クラブが立派に遂行した有益な事業については正しい広報が行われるべきである。

d)ロータリー・クラブは、仕事の重複を避けるようにする必要があり、総じて、他に機関があり、それによって既に立派に行われている事業に乗り出すようなことをしてはならない。

e)ロータリー・クラブの奉仕活動は、なるべく現存の機関に協力する形で行うことが望ましいが、現存機関の設備や能力が目的の遂行に不十分である場合には、必要に応じ、新たに機関を設けることにしても差し支えない。ロータリー・クラブとしては、新たに重複した機関をつくるよりも、現存の機関を活用することのほうが望ましい。

f)ロータリー・クラブはそのすべての活動において、宣伝者として優れた働きをし、多大の成功を収めている。ロータリー・クラブは地域社会に存在する問題を見つけ出すことはしても、それがその地域社会全体の責任にかかわるものである場合には、単独でそれに手を下すようなことはしないで、他の人々にその解決の必要を悟らせる努力をし、地域社会全体にその責任を自覚させて、この仕事がロータリーだけの責任にならないで、本来その責任のある地域社会全体の仕事になるようにしている。また、ロータリーは、事業を始めたり、指導したりするが、一方、当然それに関心をもっていると考えられるほかのすべての団体のすべての協力を得るように努力すべきであり、そして、当然ロータリー・クラブに帰すべき功績であっても、それに対する自分のほうの力を最小限度に評価して、そのすべてを協力者の手柄にするようにしなければならない。

g)クラブがひと固まりとなって行動するだけで足りるような事業よりも、広くすべてのロータリアンの個々の力を動員するものほうがロータリーの精神によりかなっていると言える。それは、ロータリー・クラブでの社会奉仕活動は、ロータリー・クラブの会員に奉仕の訓練を施すために考えられたいわば研究室の実験としてのみこれを見るべきであるからである (23-34, 26-6, 36-15, 51-9, 66-49)。「ロータリー用語便覧」より